

令和8年度

宮城県カワウ漁業被害 軽減対策事業費補助金のご案内



近年深刻化しているカワウによる内水面漁業被害を低減するため、漁協等が実施するカワウ駆除等の取組を支援します。

区分	補助事業内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率
カワウ個体群管理	カワウの捕獲や繁殖抑制等に要する経費	<ul style="list-style-type: none">○個体群管理に関する役務要請に対する委託費・賃金・謝金○個体群管理に必要な機材費(銃を除く。)、消耗品費○活動に従事する者に対する保険代○その他:知事が事業実施に必要と認める経費	<ul style="list-style-type: none">○宮城県内に所在地を有する漁業協同組合、市町村、養魚場・釣り堀を営む事業者	1/2以内
カワウ被害防除	カワウによる漁業被害防止対策に要する経費	<ul style="list-style-type: none">○追払いや飛来防止活動等に必要機材費(銃を除く。)、消耗品費○その他:知事が事業実施に必要と認める経費	<ul style="list-style-type: none">○知事が特に認める者	

申請受付期間

令和8年4月1日～令和8年12月25日(先着順)

※交付決定前着手届の提出により、交付決定前でも届出の日以降、事業の着手が可能

※ただし、当届出が出されたとしても、交付決定を担保するものではないので留意のこと。

申請方法

必要書類を水産業振興課漁業調整班あて提出してください

【申請先・お問い合わせ先】

宮城県水産林政部水産業振興課漁業調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

☎022-211-2932、FAX022-211-2939

✉suishinc@pref.miyagi.lg.jp